

第7号様式（第17条関係）

大阪市旭区役所広告掲出変更許可書

大阪市指令企總第　　号  
令和　　年　　月　　日

様

大　阪　市　長  
(旭区役所　企画総務課)

令和　　年　　月　　日付け大阪市指令企總第　　号により本市旭区役所管理の行政財産を広告掲出のため使用許可した物件について、令和　　年　　月　　日付けをもつて申請があったので、次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 物件は、次のとおりとする。

所 在　　大阪市旭区大宮1丁目1番17号  
名 称　　大阪市旭区役所  
使用部分　掲示板N o.

(許可の変更)

第2条 次のとおり変更を許可する。

[使用面積・数量の減少、使用期間の短縮など、変更前・変更後を記載]

(広告料)

第3条 広告料は、総額　　円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

[変更がある場合のみ]

(変更許可日)

第4条 変更許可日は、令和　　年　　月　　日とする。

(その他条件)

第5条 この変更許可書に記載のない事項については、令和　　年　　月　　日付け大阪市指令企總第　　号による広告掲出許可書記載のとおりとする。

(不服申立ての教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。